

11月24日(日)

令和7年度
外国人留学生入学試験問題

法学部

日本語小論文

— 注意事項 —

- 1 問題は4ページ、解答用紙は1枚である。
- 2 解答はすべて別紙解答用紙に横書きで記入すること。
- 3 試験時間は90分である。

N12A

以下の①失火責任法についての簡単な説明と、②その制定の経緯について定めた文章とを読んで、問1から問3までの設問に答えなさい。

①

民法709条は、故意（つまり「わざと」）または過失（つまり「不注意」）によって他人の権利を侵害し損害を生じさせた者は、そのことによって生じた損害を賠償しなければならないと定めている。しかし、不注意によって火災を発生させてしまった場合の責任に関しては「失火責任法」という特別の法律があってそうになっていない。たった1箇条しかないこの法律は以下のように規定する。

「民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ比ノ限ニ在ラス」

カタカナ交じりの堅い表現で少しわかりにくいですが、この法律は失火（つまり「不注意によって火災を発生させること」）の場合には、重大な不注意によるものでなければ民法709条を適用しないということを意味する。その結果、不注意によって火災を発生させた人でも、重大な不注意でない場合には、他人に与えた損害を賠償する責任はないということになる。

②

明治13年（1880年）に公布された刑法の付則59条は「犯罪ノ為メ現ニ生シタル損害ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得但失火ハ此ノ限りニ在ラス」*¹と規定しています。これは明らかに失火責任^{ゆうじよ}宥恕*²の法律ですね。

明治31年*³の第12帝国議会は民事法の研究者にとって意義深いものでした。すなわち、同年6月21日、法律11号で民法施行法*⁴が制定されたのです。その61条は「刑法附則第五四条乃至第六〇条ハ之ヲ削除ス」と規定しました。つまり、旧失火責任法*⁵は旧刑法付則の59条ですから、失火責任法が無くなってしまった、すなわち、有責*⁶の時代になってしまったというわけです。有責といっても失火で類焼*⁷した場合は何でも賠償せよというわけではありません。民法709条*⁸の過失責任に服せよというに過ぎないのです。換言すれば、失火の場合も一般の賠償責任と同じに扱うということなのです。

このように失火責任法がこの世から消え失せて失火責任有責になったとたん、新聞を初め有産階級*⁹が騒ぎ始めました。それももったもなことのようです。なにしろ当時の我が

国には大火が頻発しており、貴族や有産階級といえども、火元になって賠償しなければならなくなると、無一文になることが明らかだったからです。失火責任法がなければ我が国から指導層が消えてしまうと云わんばかりの反応でした。確かに、当時の指導層は貴族と有産階級でしたから、これらの人々が没落すれば日本から指導層が少なくなってしまうのは事実でしょう。それにしても大袈裟な危機感です。貴族や有産階級はきちんとした生活をしていたと思われますから、火元になる可能性は一般庶民よりも少なかったはずですが、でも、これだけの大騒ぎになってしまったのですから、火災はそれほど恐ろしいものだったのでしょうね。

第13帝国議会開催中の明治32年1月21日^{*10}、前議会で民法特別委員として活躍した衆議院の利光鶴松議員は、民法709条に「但失火ハ此限ニ在ラス」^{*11}という但書を追加するという提案をしています。

これに対し、政府は失火責任を特に免除する必要のないことを十分論議し、かつ、諸事情を考えた上で失火責任を民法の一般原則に委ねたのであるから、何も間違っていなかったし、失火責任法を作る必要もないと強く主張しました。

いろいろ議論の後、この提案は特別委員会に付託されることになりました。

特別委員会は翌日の1月26日に開催され、大論争が行われました。政府は一貫して失火責任法の制定に反対であることを主張しました。しかし、議員の多くは賛成で議論はまとまりません。しかし、よく考えてみると、失火責任法が必要なのは火災危険が非常に大きいからです。委員会でもそれに気がつき、それなら我が国の建物が煉瓦造り等不燃建築となったあかつきには失火責任法は不要なのだから、失火責任法を時限立法^{*12}にしたらいという意見が出ました。しかし、結局現行法と同じ文言の失火責任法案が衆議院で可決され、貴族院に送付されます。

貴族院における議論は速記録で見るとかぎり冷静なもののように思えます。賛成と反対がほぼ同数くらいに思えます。かなり突っ込んだ理論論争が行われています。当時の貴族院には法学博士や法学士がかなりいたせいもありましょう。しかし私が速記録を精読した感じでは、滝兵右衛門議員の次のような発言と梅小路定行議員の冷静な事実に論証（巨額賠償の負担）が採決の決め手になったような感じがします。

滝議員は我が国には諸外国にないような慣習もあり、失火の慣習もしばらく保存してはどうかと述べた後「吸殻一つ、飛火一つのために数十万、数百万（と賠償金を払わなけれ

ばならないが)、華族^{*13}さまでも朝は馬車に乗ってご出勤になる、晩は車にも乗れぬという悲惨の難に陥るという」こともあり、また類火^{*14}は人民も天災と心得ており、「焼いた者も焼かれた者も弁償を請求する者もないし義務者もないという国情」であるので失火責任法に賛成であると述べました。

採決の結果は賛成多数、ここに失火責任法は制定されたのです。

(②は戸出正夫「分りやすい失火責任法の理論と実務」による。ただし、出題のため必要最小限度の修正を加えた)

〈注〉 * 1 この条文の意味は「犯罪によって現実に生じた損害については賠償を請求することができるが、失火によって生じた損害に関してはそれはできない」ということである。

* 2 宥恕 寛大な心でゆるすこと

* 3 明治31年とは1898年を指す。

* 4 民法施行法は、民法709条を含む民法第1編～第3編と同じ明治31年(1898年)7月16日に施行された。

* 5 「失火責任法」とは、一般的には①の文章で説明した法律を指すが、筆者は、この段落と次の段落では、明治13年(1880年)に公布された刑法付則59条の「失火ハ此ノ限りニ在ラス」(失火によって生じた損害に関しては賠償を請求することはできない)という部分を「(旧)失火責任法」と呼んでいる。

* 6 有責 責任を負うこと

* 7 類焼 よそから出た火事が燃え移って焼けること

* 8 当時の民法709条は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定していたが、その意味内容は①の文章で説明したとおりである。

* 9 有産階級 資本家・地主など多額の財産をもっている階級

* 10 明治32年とは1899年を指す。

* 11 この一文が入ることにより、失火の場合には民法709条が適用されないということになる。

* 12 時限立法 有効期間を限定して法律を定めること、またはその法律

* 13 華族 華族令(1884年)によって与えられた日本の世襲の貴族

* 14 類火 よそから出た火事

問1 「失火責任法」が「民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス」と規定したのはなぜか。200字程度で説明しなさい。

問2 過失（不注意）によって火災を発生させ隣家に類焼させた者の責任に対する立法はどのように変わってきたか。明治13年（1880年）に発布された刑法の付則から「失火責任法」の制定に至るまでの経緯を400字程度で説明しなさい。

問3 過失（不注意）によって火災を発生させ隣家に類焼させてしまった場合、火災を発生させた者に損害賠償責任を負わせるほうがいいか、負わせないほうがいいか。あなたの考えを400字程度で論述しなさい。